令８－１肢オ

第１．肢の結論

正しい

第２．甲らの行為とＡの死亡との間に因果関係は認められるか。

１．問題の所在

甲ら６名は，マンションの居室内で，Ａに対し，約３時間にわたり顔面，腹部等を手拳で多数回殴打している。この時点で傷害罪（２０４条）の構成要件には該当する。

その後，Ａは，隙をみてマンションから逃走し，追跡から免れるため，高速道路にとっさに進入した。その結果，本線上を走行してきた乙運転の自動車にれき過されて死亡している。

この場合に，甲らの行為とＡの死に因果関係は認められるか。高速道路には，人が入らないため，運転者に注意義務はなく，乙に刑事責任を負わせることが難しいため問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

因果関係の有無は，①行為の危険性，②介在事情の寄与度，③介在事情の異常性を総合考慮し，行為の危険が現実化したといえる関係であれば，因果関係を肯定する。

本件の場合，因果関係が認められるので，甲らはＡに対する傷害致死罪（２０５条）が成立する。

（２）理由

確かに，Ａの死の結果から見ると，②直接の死因は，乙の運転のれき過にある。したがって，介在事情である乙の行為の寄与度は，重大である。甲ら行為より大きい。

したがって，甲らに帰責できないとも思える。しかし，法益保護の観点から見て問題である。

そこで，甲らに責任を押さえる必要があるが，そのためには，自由保障の見地から，甲からから見て，危険が現実化したかという関係が必要である。

①甲らは，Ａに対して，マンションという閉鎖された空間の中で，Ａにたして，３時間という長時間にはわたり，多数回殴打しており，その時点でＡの死の結果が発生する危険な行為をしている。③その後，Ａは，隙を見てマンションから逃走しているが，追跡を逃れるため高速道路に進入をしている。約１０分後ということは，まだ，甲らの追跡は継続しているといえ，逃れるためには，甲らの追跡が難しい危険な場所，本件のような高速道路に行くことも，あながち，不合理ではない。また，極度の恐怖感を抱いているが，捕まったら再度同じことをされる危険がある点からも，危険な場所に逃げる判断は不合理でない。したがって，甲らから見ても，Ａの行為は予見可能な範囲といえる（異常ではない）。

よって，①③②を総合考慮しても，Ａの死の結果は，甲ら多数回の殴打行為の一連の流れの中で発生したものと評価できる。したがって，結論２（１）に示した通り，甲らの行為とＡの死の間に因果関係は認められる。

以上